

いわき市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの（以下「市税」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。次号において「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税及び法第231条の3第3項に規定する歳入その他法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権等 私債権及び非強制徴収公債権をいう。
- (7) 債権管理者 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条第1項において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 債権管理者は、市の債権について、その発生原因及び内容に応じ、財政上最

も市の利益に適合するように管理しなければならない。

- 3 債権管理者は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものを含む。）を整備しなければならない。

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(督促手数料及び延滞金)

第7条 債権管理者は、市税を除く公債権について前条の規定により督促をしたときは、1通につき、100円の督促手数料を徴収する。

- 2 前項に規定する場合において、債権管理者は、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該督促に係る市税を除く公債権の額に年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。
- 3 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる市税を除く公債権の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその市税を除く公債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第2項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 前3項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 第2項の規定により延滞金の額を計算する場合における同項に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

7 債権管理者は、市税を除く公債権について、履行期限までに履行しない者が規則で定める事由により履行することができなかつたと認めるときは、第1項の督促手数料及び第2項の延滞金を減免することができる。

(督促手数料及び延滞金に係る規定の適用除外)

第8条 市税を除く公債権のうち規則で定めるものについては、前条の規定は、適用しない。

(遅延損害金)

第9条 債権管理者は、私債権について第6条の規定により督促をしたときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該督促に係る私債権の額に当該私債権に係る契約に定める割合（契約に定めがない場合にあつては、履行期限の翌日における法定利率）を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、債権管理者は、遅延損害金を徴収しないことについて合理的な理由があるときは、これを徴収しないことができる。

2 債権管理者は、私債権について、履行期限までに履行しない者が規則で定める事由により履行することができなかつたと認めるときは、前項の遅延損害金を減免することができる。

3 第7条第3項から第6項までの規定は、契約に定めがある場合を除き、遅延損害金の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第9条第1項」と、「市税を除く公債権」とあるのは「私債権」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「第9条第1項及び同条第3項において準用する前2項」と、同条第6項中「第2項」とあるのは「第9条第1項」と、「年当たりの割合」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。

(滞納処分等)

第10条 債権管理者は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第11条 債権管理者は、私債権等について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなけれ

ばならない。ただし、第14条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第15条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている私債権等（保証人の保証がある私債権等を含む。）については、当該私債権等の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第12条 債権管理者は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第13条 債権管理者は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第14条 債権管理者は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び

取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第15条 債権管理者は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権等の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に

係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第16条 債権管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第17条 債権管理者は、私債権等又はこれに係る損害賠償金等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等又はこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている状態又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他法令の規定により債務者がその責任を免れたと認められるとき。
- (3) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について第1号から第8号までのいずれにも該当しない場合を除く。）。
- (4) 第11条に規定する強制執行等の措置又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

- (5) 第14条に規定する徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
 - (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員の相続放棄があった場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (7) 債務者が失踪、所在不明その他これらに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
 - (8) 私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定により債権管理者が私債権等又はこれに係る損害賠償金等を放棄したときは、これらを議会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第7項及び第9条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第7項の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後に生ずる市税を除く公債権について適用する。
- 3 第9条の規定は、第1項ただし書に規定する施行の日以後に生ずる私債権について適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割

合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止）

- 5 いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和44年いわき市条例第23号）は、廃止する。

（いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止に伴う経過措置）

- 6 前項の規定による廃止前のいわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の規定によりした処分は、この条例の相当規定によりした処分とみなす。